

三好医院

短期入所療養介護事業所

介護予防短期入所療養介護事業所

運営規程

(事業の目的)

第一条 医療法人泰山会が開設する 短期入所療養介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第二条 1 利用者の意志及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスの提供に努める。
2 地域や家族との結びつきを重視し、市町村または、他の事業者との綿密な連携に努める。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第三条 1 管理者 医師 1名

管理者とは「事業所」の従業者の管理及び、業務の管理を一元的に行うとともに、自らも医師として働き、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。

2 看護職員 7名以上

看護職員は、医学的管理の下で、利用者の自立の支援と、日常生活の充実を資するよう、その病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって看護及び介護を行う。

3 栄養士 管理栄養士 1名

栄養士は利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行う。

(入所者の定員)

第四条 三好医院短期入所療養介護事業所の定員は、4名とする。

(サービスの内容)

第五条 1 サービス計画の作成

- 2 利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、その他必要なりハビリテーションを行う。
- 3 入浴介助、排泄自立支援、おむつ交換、その他日常生活の世話。
- 4 食事の提供。

(利用料)

第六条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じての額とする。

- 1 滞在費、食費。滞在費及び食費において、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第1段階、第2段階、第3段階の該当者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。
- 2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる
 - 一 送迎に要する費用
 - 二 理美容代
 - 三 テレビ代 1日につき300円
 - 四 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められる費用。

*前項の費用の支払いを受けるためには、事前に利用者またはその家族に対して、文書で、説明した上で、支払いに同意する旨の文書を受けることとする。

(通常の送迎の事業地域)

第七条 通常の送迎の実施地域は、大分市とする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第八条 サービス内容等に、不満や苦情等がある場合は、速やかに、職員に伝え、改善されるようにすること。

(非常災害対策)

- 第九条
- 1 従業員全員による、防火、防災及び避難、誘導訓練を、年に2回行う。
 - 2 消火器等の防災設備の保守・点検を常に行う。

(苦情処理に関する事項)

第十条 1 利用者からの相談または苦情等に対応する窓口

担当者 事務主任 来馬美香

- 2 苦情処理するための処理体制、手順

・苦情があった場合は、直ちに担当者が相手方に詳しい事情を聞くとともに、

職員に対するものである時は当事者からも事情を確認する。

- ・ 担当者が必要があると判断した場合は、職員全体で検討会議を行う。
- ・ 検討の結果、早急に具体的な対応をするとともに記録を残し再発防止に努める。

(虐待防止に関する事項)

第十一条 1 虐待の通報、届け出の窓口

担当者 事務主任 来馬美香

2 虐待防止の処理体制

- ・ 利用者の保護安全の確保に努め虐待のサインを逃さないよう常に、本人、家族、職員の状況を観察し、早期発見に努める。
- ・ 虐待の疑いがある場合、関係機関などとの一元化を図る。
- ・ 具体的な調査を行い、関係機関との会議を開き利用者の安全保護と人権擁護に努める。

(その他事業所の運営に関する重要事項)

第十二条 1 看護師等の質的向上を図るための研修を随時行う。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の協議に基づいて定めるものとする。

(勤務体制の確保)

第十三条 1 認知症介護に係る基礎的な研修

- ・ 認知症についての理解の下、利用者主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じる。

2 ハラスメント防止

- ・ 職場におけるハラスメントを防止し、全職員に安全で尊厳ある労働環境を提供することを目的とする。

ハラスメントの原因となり得る要因を十分に理解し、効果的な予防措置を講じ、発生時には迅速かつ公正な対応を行う。

(業務計画の策定等に関する事項)

第十四条 1 感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じ、利用者の保護安全の確保に努める。

2 職員に対する計画の周知、研修及び訓練の実施に努める。

3 定期的な計画の見直しと必要に応じ変更を講ずる。

(衛生管理)

第十五条 1 感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びびまん延の防止の為の対策を講ずる。
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びびまん延の防止の為の対策を検討する委員会を半年毎に開催するよう努める。

(附則)

この規程は令和4年9月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

以下余白。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業者

三好医院

申請するサービス種類

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
措置の概要

- 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置、相談苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。
また担当者が不在の時は基本的な事項については、誰でも対応できるようにするとともに、担当者に引き継いでいる。

電話 522-1010 FAX 523-4588

苦情対応責任者 看護師長

苦情受付責任者 事務主任

- 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・施設内において、管理者及び関連部署の責任者により、苦情及び相談を解決する為の会議を開催する。
- ・相談又は、苦情があった場合、少なくとも次の事項について確認する。
 - ① 利用者又は相談者の氏名及び連絡先
 - ② 苦情又は相談の概要
 - ③ 苦情又は相談に係わる職員の所属・氏名
 - ④ その他参考となる事項
- ・サービス提供者及び関連部署からの概要説明
- ・該当事例に関する解決策の検討
- ・再発防止の検討

- 3 その他参考事項

利用者は、介護保険法令にしたがい、市町村及び国民保健団体連合会の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができる。

指定居宅療養管理指導の運営規定

三好医院

第1条 三好医院が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態または要支援状態にあるもの（以下『要介護等』という）に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

第3条 1、三好医院が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要支援、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の向上を図ることを目的とする。

2、指定居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を努めると共に、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 指定居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 三好医院
- (2) 所在地 大分市大字森町 534-10

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

* 医師 専任常勤 1人

医師は居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要の情報提供及び介護方法についての指導、助言や利用者、家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(営業時間)

第6条 居宅療養管理指導の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

医師による居宅療養管理指導 月曜日から土曜日

午前の部 月、火、水、木、金、土 9時～12時30分

午後の部 月、火、水、木、金、土 14時～18時（土曜日は13時まで）

ただし、国民の休日、当診療所が特別に定めた日を除く。

また電話等により 24 時間常時連絡可能な体制とする。

（指定居宅療養管理指導の種類）

第 7 条 三好医院が実施する指定居宅療養管理指導は、次の通りとする。

＊医師による指定居宅療養管理指導

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 1、指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅療養管理指導料が法定代理受領サービスであるときには、その 1 割～3 割の額とする。

2、指定居宅療養管理指導に要した交通費については、実費を徴収する。

3、交通費の支払いを受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得る。

（苦情処理）

第 9 条 苦情処理のための概要

1、利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）担当者の設置

＊ 相談や苦情に対応する常設の窓口として、担当者を設置している。

＊ 担当者不在であっても、基本的な事項について従業員全員が対応できるよう指導するとともに、担当者に内容を引継ぎ、相談、苦情への対応が早期に行えるよう配慮している。

2、円滑かつ敏速に苦情処理を行うための処理体制、手順

＊ 苦情があった場合は直ちに利用者等と連絡をとり、事情を聞き、内容を把握する。

＊ 担当者は、その場で対応可能なものであっても、管理者と相談した上で利用者に対応する。

＊ 管理者は、担当者及び他の従業者を加え、苦情の処理に向けた検討会を行う

＊ 検討会議の結果を基に、処理結果をまとめ、管理者は原則として翌日までに具体的な対応を指示する。

＊ 苦情処理台帳を作成し、苦情処理の結果を記載するとともに、再発防止に役立てる。

（事故発生時の対応）

第 10 条 利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者に連絡を行うと

ともに必要な処置を講ずる。また賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 11 条

- * 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- * 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- * この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は三好医院が定めるものとする。

(附則)

この規定は 2022 年 9 月 1 日から施行する。

この規定は 2024 年 4 月 1 日から施行する。